

⑤

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(三) 平二五・四・一以後終了事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1		円	所得金額差引計 9 当期控除額 10 調整前の欠損金の翌期繰越額 11 欠損金額からしないものとする金額 12	円
	私財提供を受けた金銭の額	2				
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3				
	計 (1)+(2)+(3)	4				
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5			調整前の欠損金の翌期繰越額 (13)の計	11
	適用年度終了の時における資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	6	△			
	欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	7			欠損金額からしないものとする金額 (10)と(11)のうち少ない金額	12
	差引欠損金額 (5)-(6)-(7)	8				

欠損金の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」-「4」)	欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(13)と(12) -当該発生事業年度前の(14)の 合計額)のうち少ない金額	差引欠損金の翌期繰越額 (13) - (14)
	13	14	15
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

別表七（三）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定に読み替えて適用する場合を含み、法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受ける場合（措置法第67条の5の2第1項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含みます。）若しくは法第59条第3項の規定の適用を受ける場合又は平成25年改正前の法（以下「平成25年旧法」といいます。）第59条第2項（平成25年改正前の震災特例法（以下「平成25年旧震災特例法」といいます。）第17条第1項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み、平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七（一）の「3の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。

3 「適用年度終了の時における資本金等の額
（別表五（一）「36の④」）⁶ は、
（プラスの場合は0）」

法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合についてのみ記載します。

4 「所得金額差引計
（（別表四「38の①」）－（7）又は
（（別表四「38の①」）－（7）－
（（別表四「38の①」）－（4）×0.2））」⁹ は、次に

より記載します。

(1) 平成25年4月1日以後に法第59条第2項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、

「^計
（1）＋（2）＋（3）」⁴ の金額が別表四「38の①」の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（（別表四「38の①」）－（7）－（（別表四「38の①」）－（4）×0.2）」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（別表四「38の①」）－（7）又は」を消します。

イ 法第57条第11項各号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げる法人（措置法第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項（投資法人に係る課税の特例）に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいいます。以下同じ。）及び措置法第68条の3の3第1項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人を除きます。）

ロ 措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

ハ 措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人

ニ 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ 措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2) 平成25年4月1日以前に平成25年旧法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日以前に平成25年旧震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除きます。）にあつては、「又は（（別表四「38の①」）－（7）－（（別表四「38の①」）－（4）×0.2）」を消します。

(3) 法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、「又は（（別表四「38の①」）－（7）－（（別表四「38の①」）－（4）×0.2）」を消します。

5 「当期控除額¹⁰」は、法人が（（4）、（8）と（9）のうち少ない金額）」¹⁰ は、法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、「（4）」を消します。